平成28年3月31日いわき市条例第10号

いわき市下水道事業等経営審議会条例

(設置)

第1条 下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業(以下「下水道事業等」という。)の 効率的な経営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 いわき市下水道事業等経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業等の経営に関し必要な事項を調査審議する。 (組織)
- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 下水道事業等に係る施設の使用者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。